

## 日米地位協定を考える ――改定問題を中心に――

あけたがわ とおる  
明田川 融

### はじめに

#### 運用改善のはじまり

日米地位協定（第27）にせよ、前身の行政協定（第28条）にせよ、「いずれの政府〔当事者〕も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる」と改定条項を設けている（〔 〕内は行政協定）。そして、協定のはらむ問題が最も尖鋭に現れる沖縄県は、1995年の米兵3名による少女暴行事件の以前も以後も協定の改定を求めてきた。こんにち沖縄県をはじめ、米軍基地の所在する15都道府県（2017年1月現在）からなる渉外知事会、さらには弁護士団体、労働組合、NGOなど多様な組織が同協定の問題箇所を書き改め、時代や諸情勢の変化によって必要となった条項は新設するなどの抜本改定を求めている。

しかし日米両政府は、それら抜本改定の要求には応えず、協定の条文には手をつけず運用改善と補足協定の締結――沖縄県民の評価を得られない合同委員会合意でもなく、米側の応じない協定自体の改定でもない「第3の手法」と、日本政府はこの方式に“活路”を見いだしている――という対応に終始してきた。

地位協定の条文自体には手をつけず、合同委員会の合意によって協定の運用ぶりをよくしようと試みる「運用改善」の歴史は、20年以上前にさかのぼる。

1995年9月に在沖米軍3兵士が少女暴行事件を起こしたさい、その日本側への身柄引き渡しに1か月以上を要し、「日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行う」とする地位協定第17条5(c)の規定を、公訴前でも米兵の身柄が沖縄側（日本側）に引き渡されるよう改定せよとの声が高まった。しかし、協定自体に手をつけることに消極的な日米両政府は、同規定に関わる以下の日米合同委員会合意（1995年10月）を取り交わすことで事態の收拾をはかった。

- 一 合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的な考慮を払う。合衆国は、日本国が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場合について同国が合同委員会において提示することがある特別の見解を十分に考慮する。
- 二 日本国は、同国が一にいう特定の場合に重大な関心を有するときは、拘禁の移転についての要請を合同委員会において提起する。

なお、2004年4月にいたって合同委員会は、95年10月合意の円滑な運用促進のためとして、①同

合意に基づく被疑者の起訴前の拘禁の移転を日本国が要請する可能性がある」と認める場合、②おなじく同合意に基づき、日本国に対し被疑者の起訴前の拘禁の移転が行われた場合については、日本国の当局が「〔米軍当局の〕要請に基づき、合衆国軍司令部の代表者が被疑者の取調べに同席することを認める」などの内容を含む合意に達している。

#### 改定不要論の背景① 利害調整の複雑さ

こうして、改定を求める声が高まりをみせたにもかかわらず両政府が運用改善という措置にとどまった理由は何だったのか。この問いに対しては、95年の事件発生直後にジョセフ・ナイ米国防総省国際安全保障担当次官補が朝日新聞社の取材に応じて述べた内容が示唆をあたえる。

ナイは、①米国が世界45の国々と地位協定を締結している、②被疑者の身柄について、日本の場合、米軍人等は起訴された段階で引き渡されることになっているが、ドイツの場合は判決が下された時点となっている、③他の地位協定と比較すれば日米が一番よくできており、地位協定を他国並みにするということは日本にとって一步後退となるなどの点を挙げたうえで、協定改定に否定的な理由を次のように述べている。

……地位協定には刑事訴訟手続きに関する規定のほか、多くの規定が盛り込まれており、一つ変えるとすべてに手を付けることになりかねない。ありとあらゆる官庁と弁護士が入ってきてそれぞれの言い分を申し立てるだろう。地位協定は今のままにしておいて、刑事訴訟の面に問題をしぼり、それに対しては運用面で対応するのがよいと思う。

地位協定の履行によって影響を受ける当事者たちが個々の利益を噴出させ、收拾のつかない事態となることへの懸念である。実際、このようなことは起こり得る。1953年に行政協定の刑事裁判権規定（第17条）を改定する過程では、外務省と法務省のあいだでかなり激しい意見対立がみられたし、大蔵省も米兵等に対する税の減免措置などについて独自に問題点を洗いだしていた。そして、1959年における行政協定から地位協定への改定過程については、外務省アメリカ局安全保障課長として交渉に携わった東郷文彦氏が以下のように回想している。

……外務省の事務当局としては行政協定運用の経験からどの様な点が問題であるか、又協定に手をつけた場合の凡その目途は持っていたが、一九五七年の年末から年始にかけて問題を整理し、これを基にして一月の下旬にはアメリカ局の田中参事官と私とで十に余る関係各省庁を歴訪し、事情を説明して協力を求めた。この間アメリカ側は、一度行政協定に手を触れれば長期の話となるのは必至であり、そう云うことであるならば条約交渉全体について考え直さなくてはならない、として憂慮の念を伝えて来ていたが、こちら側はそれはそれとして準備の方は万全を期して進めた訳である。

この回想から二つのことが指摘できよう。一つは、改定に踏み切るまでの準備として関係省庁間に相当の根回しが必要なことで、これはナイの「一つ変えるとすべてに手を付けることになりかねない」懸念とも部分的に重なりあう。もう一つは、このときも米国側が「一度行政協定に手を触れれば長期の話となる」事態に懸念を表明していることである。米側には、おもに改定提起が軍部や議会の介入をまねく事態への懸念があった。じっさい米軍部は、日本における駐軍権益の太い東である行政協定

の改定不要論を主張していた。

外務省と関係省庁との調整について、東郷はもう少し詳しく続けている。

行政協定の規定するところは、軍隊構成員、軍属、家族の範囲（国内の主たる関係官庁は法務省）、施設・区域の提供、返還（施設庁）、施設・区域の管理権（施設庁、警察庁、消防庁、厚生省等）、船舶、航空機の出入国（運輸省）、航空管制（運輸省）、周波数割当（郵政省）、公益事業の利用（通産省、国鉄、電電公社）、軍人、軍属、家族の出入国（法務省）、自動車運転免許（警察庁）、関税及び通関（大蔵省）、駐留軍関係労務（労働省）、駐留軍との契約履行のために日本に在る事業者（通産省、大蔵省）、施設・区域内の米軍用販売機関、食堂、クラブ等（大蔵省、労働省）、刑事裁判権（法務省）、民事請求権（法務省）、為替管理、軍票（大蔵省）、軍事郵便局（郵政省、大蔵省）、等広汎に及んでいる。二月早々には田中参事官と私との各省歴訪も済ませ、条約課が主になって行政協定各条項の要点と問題点、類似協定での規定の仕方等一表に纏めた資料を作成した。

省庁間調整がかなり厄介な仕事であったことがうかがえる。しかし、ここにはもう一つ重要なことが書かれている。それは、その厄介な仕事も「一九五七年の年末から年始にかけて」精力的に取り組んだ結果、「二月早々には」目途が付き、協定各条項の要点と問題点がまとめられたということである。

さらに言えば、かつて日本の官僚たちすべてが地位協定の改定に消極的だったわけでもないのだ。2011年5月に公開された外交文書から、米軍人等が公務外の行為で第三者に与えた損害に対する民事請求をめぐる、「公務」中か否かの決定については米側ではなく日本側の判断が優先されるべきだとの要望が「外務省以外」の省からあがっていた事実が明らかになっている。吉田敏浩氏も近著『「日米合同委員会」の研究 謎の権力構造の正体に迫る』（創元社、2016年）のなかで、基地返還時の原状回復または補償義務を米側に義務づけること、日本側が裁判権を有するすべての事案について日本側が被疑者の身柄を拘束すること、等々の改定要望が関係各省から外務省に寄せられていたことを明らかにしている。それらの要望は、今日からみても画期的な内容を含んでいる。行政協定改定から半世紀以上が経った今日、本項の冒頭で挙げたように地位協定問題に関するアクターも多様になり、それだけ利害調整のチャンネルも複雑になることが予想されるが、以上の事実はかすかな期待を抱かせないではない。

## ② 他国への波及を懸念

ナイは、協定改定に消極的な理由を、次のようにもう一つ挙げている。

……地位協定の見直しはまた、日米関係だけでなく、同じように地位協定を結んでいる他国との関係にも影響を及ぼす。そうすると米国の立場も硬くならざるを得ない。運用手続きでの解決を図った方がより柔軟な対応ができると思う。

なにしろ、1995年当時の米国は「四五」の国と地位協定を結んでいた。日本が改定を実現すれば、おなじ待遇を求めて44の国が改定を求めてくるかもしれないという懸念である。そして、日本政府も協定改定に消極的な姿勢を取りつづける背景には、米国が日本との協定改定に応じれば、各国と締結している地位協定にも波及することが不可避なために同国は改定に応じないという見方が日本政府に

根強いという指摘がある。より直截的に、今まで改定を求めてよいタイミングはあったのに、「外務省が〔米国との〕摩擦を恐れてきただけだ」という意見を表明した閣僚経験者もある。そのとおりだとすれば、日本政府がとる外交態度は、米国が地位協定をめぐる他国との関係において苦しい立場に置かれることのないように、改定を申し出るべきではないと「自粛」していることになる。しかし、そのために被疑者の迅速な身柄引き渡しを求める沖縄の人々や他の基地受け入れ国の人々は苦しい立場に置かれ続けることになるのだ。

### ③ さらに譲歩を要求されるリスク

2016年5月に沖縄で米軍属が犯した暴行殺人事件への対応が議論されるなかで、①や②とは異なる改定不要論の理由が示された。ある「対米交渉に関わった経験がある政府関係者」によれば、「日本が改定を求めれば、米国から必ず別の部分で大幅な譲歩を迫られる」ことになり、「形ばかりの改定なら国益にかなうとは限らない」というのである。

日本は米国に基地を提供しつづけてきた。その場所も限定せず、出撃行動や核の持ち込みといった基地の使用法、軍人・軍属・家族の法的地位についても米側の意向を可能な限り許容してきたと言えるだろう。また、いわゆる「思いやり予算」を含め、米軍の駐留に関連する巨額の経費も提供しつづけている。さらに日本政府は、集団的自衛権行使を容認する閣議決定に踏み切った——もっとも、ときの安倍晋三首相にしてみれば、同権の行使は米国の要請による譲歩などではなく、権利は持っているのに憲法第9条によって使うことを禁じられている「禁治産者」の身分を脱却して、欠落している「対等」な日米関係の要件を整えるものだという意義もあった。

安全保障の領域で、モノ・カネ・ヒトの三分野にわたって米国にこれほどの協力与えている国が他にあるだろうか。大局的に見て、日本の「譲歩」は臨界に達したか、達しつつあると考えられる。構造的かつ慢性的な財政赤字、基地所在自治体およびその住民に課された長期的な負担などを考えるならば、政府関係者が為すべきことは実際に迫られてもいない譲歩の影におびえるよりも、いま現在ある負担を——にわかには難しいとしても——漸進的かつ不断に軽減するよう米側と粘りよく交渉することでなければならない。

また、政府関係者が「国益」というとき、「国」には基地周辺に住む人々が入っているのだろうか。おなじく、「利益」というとき、米軍人等による犯罪・事件・事故の被害者や遺族が求める、捜査・逮捕を迅速かつ確実に行い、容疑者を受入国の法と法廷で裁き、しかるべき刑に服させるということがその言葉には含まれているのだろうか。

### ④ 米国の関与の減退リスク

2008年にイラクからの米軍撤退が決まったとき、イラクの土地で米軍が起こした犯罪はイラク側で裁くとイラク政府が要求したことが撤退理由の一つだと言われた。米国関与減退論は、同様に、協定の改定を提起すれば米軍の士気や日本防衛意思が減退し、同軍の削減や撤退につながるのではないかという議論、あるいは、北朝鮮の核・ミサイル開発問題や中国の軍事力の拡充と周辺地域での行動といった安全保障環境を考慮すれば、米側に有利な地位協定も日本防衛への関与を減退させない「ツール」として持つてくおべきだという議論である。

しかし思いだしてほしい。2015年5月に安倍内閣が自衛隊活動の拡大（集団的自衛権の行使）を図る安全保障関連法案を閣議決定したさい、首相は記者会見で次のように述べていたはずだ。「我が国の安全保障の基軸である日米同盟強化に努めてきた」ので「日本が攻撃を受ければ米軍は日本を防衛す

るために力を尽くしてくれる」と。また首相は、「日本が危険にさらされた時には日米同盟が完全に機能すると世界に発信することによって抑止力はさらに高まり、日本が攻撃を受ける可能性は一層無くなっていく」とも述べた。つまり、日本は集団的自衛権の行使をも含む安保関連法案の閣議決定によって日米同盟の強化に努めてきているのだから、米国側の日本に対する信頼も強化され、その意思を示すことで抑止力および攻撃排除の士気ともに強化されているというのが「安倍理論」なのである。

そのような決定に踏み切った内閣であるならば、ヒトによる協力を拡大しているのであるから、モノやカネの協力は幾らか減少させても米軍による抑止力や侵略排除能力はいぜん提供されるのではないかと論理を展開させるべきではないか。しかし、この内閣ではそうはならない。理由は、「日本が攻撃されれば米国が日本を守ってくれるのに、日本は何もしなくていいのか」という安倍理論の前提に対して、国際問題研究者の春名幹男氏が呈した疑問に示されている。すなわち、首相の前提は基地の負担を軽く見る認識と表裏をなしているというのだ。米国は兵站基地としての日本に最高点に近い評価を与えていると言われるにもかかわらず、その「決して軽微な義務でない」はずの基地提供を安倍首相は「軽く考えすぎ」ているという春名氏の議論に報告者も同意する。普天間基地移設の強行、いぜん気前のよい思いやり予算、問題山積にもかかわらず未改定の地位協定と、いったい日本は米国に対してどこまで「協力」すればよいのか。

#### ⑤ 「日米協定が世界最高水準」という認識

この範疇には、「受け入れ国の観点からは、米国が世界の各国と締結している地位協定……の中で多分日本のが一番良くできている」と言及したナイの先の議論がはいる。また私は、在外大使館の大使を務めたこともある日本の著名な外交評論家が深夜の討論番組で、身柄の引き渡し規定は日米地位協定が他に比べて最も有利にできているのだから協定を改定する必要はないという趣旨を述べているのを聞いたこともある。

じっさい、たとえばNATO軍地位協定を見てみると、軍隊派遣国が裁判権を行使すべき被疑者（軍人・軍属）の拘禁は、それらの者の身柄が派遣国側にあるときは、「受入国により公訴が提起されるまでの間」派遣国により行われる（第7条5項(c)）とあるから、これは日米間と同様である。NATO諸国のうち、とくにドイツ国内に駐留する軍隊の法的地位などを定めたいわゆるボン補足協定は、原則として被疑者（軍人・軍属・それらの家族）の拘禁は派遣国の当局が行い、ドイツ当局が被疑者を逮捕したときでも、派遣国当局の要請があるときは身柄をドイツ側から派遣国側に引き渡すことが規定されている（第22条1(b)および同2(a)）。そのうえで、派遣国当局側にある被疑者の身柄は、同当局がそれらの者の身柄の拘禁を、ドイツ当局による保釈もしくは釈放または刑の執行開始まで（＝裁判判決の執行開始まで）行う（第22条3）としている。これは、日米地位協定の規定よりもドイツ側にとって不利な内容といえる。ただし、ボン補足協定は、被疑者の身柄が派遣国当局にあるとき、同当局は「拘禁をいつでもドイツの当局に移すことができる」（第22条2(b)(i)）とか「「特別の場合においてドイツの当局が行うことがある拘禁移転の要請に対して好意的な考慮を払う」（同(ii)）とも定めている。こうした点について、そもそもドイツは派遣国の軍人等によるほとんどの事件で一次裁判権を放棄している運用実態があると日本政府は説明しているが、日米間でも同様な——日本側一次裁判権放棄密約による——運用実態のあることが指摘されている。

韓国に駐留する米軍については、韓米地位協定で、韓国が裁判権を行使すべき被疑者（軍人・軍属・それらの家族）の拘禁は、「大韓民国により公訴されるまでの間」米国により行われる（第22条5(c)）とあった。身柄移転のタイミングについては、日本やNATO諸国と同様の条件だったと言える。

しかし 2001 年 1 月に韓米地位協定合意議事録改定合意書が取り交わされ、重罪とされる 12 の犯罪（殺人罪、強姦罪〔準強姦罪および 13 歳未満の者との淫行〕、身代金目的略取誘拐罪、麻薬取引罪、販売目的麻薬製造罪、放火罪、凶器使用強盗罪、上記の罪の未遂罪、傷害致死罪、飲酒運転致死罪、死亡事故現場逃走罪、上記の罪より軽度の、1 または 2 以上の罪を含む犯罪）については——重大性と理由を考慮しつつ——起訴時または起訴後に、他の犯罪については起訴後に米国側から韓国側へ拘禁の身柄引き渡しが行われることとなった。

その後、2011 年から 1 年半ほどの間に、相次ぐ女性への強盗強かん事件を含む米軍がらみの犯罪が激発し、地位協定の改善や韓国側司法権の拡大などを求める声が高まった。そのため韓米両政府は 2012 年 5 月、新たな措置をとるにいたる。韓米地位協定に附随する合同委員会合意にある、起訴前でも韓国側が身柄引き渡しを求めれば、その要求を米国側は「好意的に考慮すべき」だが、引き渡し後は「韓国司法当局が二四時間以内に起訴しなければ釈放」する条項——これにより身柄確保や十分な初動捜査は事実上不可能であった——の撤廃などに合意したのである。さらに韓国外交通商省の担当官は、このときの合意によって、起訴前の身柄引き渡しが日米間のように殺人や強かんに限らず可能になったとも言う。

このように、日米地位協定、ボン補足協定、韓米地位協定および附随合意は、それぞれ米国との関係性や政治情勢を反映した極めてテクニカルで複雑な内容を含み、日米地位協定の被疑者身柄引き渡し条項が最も進んでいると簡単には論じられない状況にある。

それ以上に、そうした議論がはらむ問題性は、論者の言う「最も有利」な規定に——意図するのではないとにかかわらず——議論を限定してしまうところに求められる。たとえば、2000 年に沖縄県がまとめた「日米地位協定見直し要請」は、日本当局から被疑者の「起訴前の」拘禁移転要請がある場合は米軍当局がこれに応じる旨を明記することはもちろん、環境保全条項の新設、原状回復に必要な計画の策定および措置の執行ならびに経費負担に関する政府間協議（現行では米側は原状回復義務を負わないことになっている）、合同委員会合意の速やかな公表、など全 11 項目・18 点に及んだ。被疑者身柄引き渡し条項が他の協定のそれより有利でありさえすれば地位協定の改定は不要とする議論は、協定総体が抱える数多くの問題から目をそらさせ、したがって、協定を抜本的に改めよという改定要求を封じ込めようとする作用をもつことにつながりやすい。

## 改定必要論の根拠 ①米兵犯罪史

さまざまな地位協定改定不要論を検討してきたが、それぞれに問題はあって、もはや抜本改定は不可避——それも待たなしに——というのが沖縄県民の訴えだ。その訴えの前提となるのが、まず米兵犯罪の歴史である。米国統治下の米兵犯罪について整理しておこう。

沖縄における米兵犯罪は 1957 年から 61 年まで前年比 1.1～1.5 倍の割合で急増したが、その要因は日本本土の海兵隊が沖縄へ移駐したことにあった。その少し前の 55 年にも、6 歳の少女が米兵に強かん・殺害される事件や、移駐したばかりの海兵隊員による少女暴行事件が相ついで発生し、米兵犯罪は、軍用地問題とならんで沖縄をゆさぶる大きな問題となった。この状況に沖縄の人々は、沖縄は米兵等に対する刑事裁判権を持たない行政協定改定前の本土と同じだから、せめて同協定改定後の本土と同様に公務外の犯罪など一定のケースについては琉球政府の民裁判所に裁判権を移管するよう「本土並み」を求めた。

その次に沖縄の米軍人・軍属の犯罪件数が多く記録されるのは、沖縄がベトナム戦争の兵站・出撃基地としてフル稼働した時期である。1964 年から 68 年にいたる 5 年間に、米兵らが起こした犯罪の

数は復帰後 40 年間のそれにほぼ匹敵した。個々にみても、陰惨な事件があとを絶たず、猟奇性を帯びたものも少なくなかった。

そのような状況にもかかわらず、琉球政府の裁判所には米軍人・軍属にたいする裁判権がまったくなかった。ベトナム戦期の沖縄で刑事裁判権の管轄を規定していた「琉球列島の管理に関する行政命令」（1957 年 6 月行政命令第 10713 号）は、「合衆国軍隊の構成員又は軍属」「合衆国国民で合衆国政府被雇者である者」「上記の者の家族」は、琉球政府裁判所の刑事裁判権から「除く」としていた。

くわえて、琉球警察の逮捕権および捜査権も著しく制限されたものであった。前者は、警察の近くに米官憲が居あわせない場合の現行犯逮捕に限られた。また、そのような条件があつて琉球警察が容疑者・犯人を逮捕しても同警察には捜査権もなかった。67 年 4 月には、琉球警察本部長と米軍各憲兵司令官とのあいだに「捜査共助協定覚え書」が交わされるものの、いぜん「米国軍要員によって犯された犯罪は、原則として米国軍捜査官が捜査を担当するものとし、米国軍捜査官より要請がある場合は、琉球警察は援助を与えるものとする」というにとどまった。この結果、事件は琉球警察から米憲兵隊に引き継がれて犯人捜査は同隊が行ない、被疑者も琉球警察の手の届かないところへ行ってしまっていた。

1972 年のいわゆる本土復帰後も、2016 年度までに米兵等が犯した犯罪検挙状況は件数にして 5919 件、人数では 5843 人にのぼる。くわえて、近年は犯罪と並んで米兵等が第一次当事者の交通事故（人身事故）が深刻化している。統計が公表されている 1990 年以降だけでも 4106 人が死傷——うち 82 人が死亡——しているのが現状だ。

このように、そもそも日本が裁判権を行使すべき被疑者を米側が拘禁し、起訴まで身柄が日本側に引き渡されず、初動捜査や逮捕も阻害されるというならば、それは占領統治下と大差ないではないか。肉体と脳裏に刻みつけられた米軍犯罪の記憶が、沖縄県民を地位協定改定要求へと駆りたてている一因と考えねばならない。

## ② 民意の反映

沖縄県民が地位協定の抜本改定を求めるいま一つの要因は、日本政府が、そしてその政府を選んでいる国民の多くが、県民の表明する意思にもっと真摯に向き合い行動すべきではないかという訴えである。

普天間飛行場が、返還合意から 21 年を経過したにもかかわらず、いまだに宜野湾の市街地に居座りつづけていることへの苛立ちのうえに、垂直離着陸輸送機 MV-22 スプレーが同飛行場に強行配備されるという段になって基地負担の軽減をもとめる声が一層強まった。2012 年 9 月に開催されたオスプレー配備に反対する沖縄県民大会「決議」は、「県民の声を政府が無視する」のであれば、「沖縄県民はこれ以上の基地負担を断固として拒否する」ために「基地反対の県民の総意をまとめ上げていく」ことを表明した。また、同大会では翁長雄志那覇市長（現沖縄県知事）も、「沖縄は戦前、戦中、戦後、十分すぎるほど国に尽くしてきた。もう勘弁してほしい」と述べていた。さらに「新潟県巻町が住民投票で原発受け入れに反対した声は聞き入れられたのとは対照的に、97 年名護市民投票での新基地受け入れ反対の声は無視され」、オスプレーの配備については、「県知事が反対の意思表示をし、県議会が全市町村議会が配備反対の決議をしているにもかかわらず、高江のオスプレーパッド建設は強引に進められている」とし、この本土と沖縄の処遇の差に対しては「構造的沖縄差別という言葉が県民の共通認識になるかもしれない」と予知する論説も見られた。

翌 2013 年 4 月 28 日には、政府主催で「主権回復の日」式典が開催されたが、これに対して沖縄で

は「4・28 政府式典に抗議する『屈辱の日』沖縄大会」が行われた。その決議文は、「米軍占領下の 27 年間、沖縄では、銃剣とブルドーザーによる強制接収で米軍基地が拡大され、県民には日本国憲法が適用されず、基本的人権や諸権利が奪われ、幾多の残虐非道な米兵犯罪によって人間としての尊厳が踏みにじられてきた」がゆえに、「4・28 は、沖縄県民にとって『屈辱の日』にはかならない」と異議をとなえる。そして、「県知事、県議会、41 市町村の長と議会議長の県民総意」の反対を押し切ったのオスプレイ強行配備、辺野古新基地建設手続きの強行など、「県民総意を否定するこの国のありようは果たして民主主義といえるのか」と「国民主権国家としての日本の在り方」を問うていた。

この日、地元紙の一つは、普天間飛行場県内移設やオスプレイ強行配備など、一層の基地負担を押し付けられている「沖縄の現実に目を背けたまま、『主権回復』を口にすべきではない」と、首相式辞を厳しく批判したうえで、対照的に「屈辱の日」沖縄大会で登壇した人々の発言は「沖縄の自己決定権と不可分の『真の主権』を国民の手に取り戻す決意に満ちていた」と賞讃した。そして、沖縄の中止要求を押し切った行われた政府式典は「沖縄社会が基地過重負担の源流と正面から向き合う機運を高め、多くの県民が戦後史への認識を深め」ることになり、「政府は、米兵事件・事故の被害が後を絶たない積年の怒りを内包する沖縄の『虎の尾』を踏んだ」と警告したのだった。

もう一つの地元紙は、大会では「お年寄り」や「年配の人」たちに「米軍統治下の苦難の歴史など沖縄の集団的記憶が政府式典によって篡奪されるかもしれないという危機感」が漲ったといっぼう、「沖縄の若い世代には『4・28』の意味が必ずしも浸透しているとはいえず、沖縄でも「集団的記憶」が「風化しつつある」現実に警鐘を鳴らし、「戦後史の学び直し」の必要性を訴えた。そして同紙は、「過重な基地負担を解消し、日米地位協定の改定を実行することなしには、沖縄の主権が完全に回復されたとはいえない」のであり、「不平等、なだけではなく実際に長いあいだ沖縄県民に辛苦を味わわせてきた地位協定が改定されることなしに、沖縄の主権回復はありえないと主張したのだった。主権と地位協定との関連について、同紙は次のような記事も掲載している。

「主権回復の日とは、沖縄の人に理解できない。どうくどー（とても、ひどすぎる）。米軍車両にはねられて亡くなった学友の無念を思い、大会に参加した宮城清志さん（63）＝豊見城市＝は現状を憂えた。

米軍統治下の 1963 年 2 月 28 日、那覇市泉崎で信号無視の米軍トラックが上山中学校 1 年の国場秀夫君＝当時 13 歳＝をひき、即死させた。級友だった宮城さんは、国場君が搬送された直後の現場で衝撃を受け、翌日は国場君の変わり果てた姿と対面した。

運転していた米兵は無罪になり、県民は猛反発した。「青信号を渡っていた人をひいたのに無罪。許せなかった」と振り返る。

このあと宮城さんは、いわゆる「国場君れき殺事件」から半世紀がたっても、米兵の事件・事故で地位協定が壁になる「不条理の構造」は変わっていないと指摘した。

最後に、近年では地位協定が不平等や不条理なだけではないという認識がひろがりつつあることを示す数字を紹介しよう。2011 年の憲法記念日にあわせて沖縄県内の市町長、県関係国会議員、県議、あわせて 97 名を対象に行われたアンケートでは、日米地位協定と憲法の関係について「違憲状態であり、地位協定を抜本的に改正すべき」との回答が七 73.9%にのぼり、「違憲状態ではないが抜本改正すべき」と合わせると、じつに 87.4%が抜本改正を望んでいることがわかった。いまや地位協定は憲法違反の存在でもあるのだ。



### ③ 実効性の確保

沖縄県民が地位協定の改定を求める更なる要因は、運用改善という手法がはらむ実効性の「不十分さ」にある。

たとえば、1998年10月に北中城村で海兵隊伍長が起こした女子高生ひき逃げ死亡事件では、沖縄県警が逮捕状を請求したが、米軍側は日米地位協定を根拠に身柄引き渡しを拒否し、2002年11月に具志川で海兵隊少佐が起こした女性暴行未遂・器物損壊事件でも、県警が日米合同委員会を通じて起訴前の身柄引き渡しを求めたにもかかわらず、米側は理由を示さずその要求を拒否している。2003年に複数の米海兵隊員が起こした強かん致傷事件では禁足中の兵士が基地のなかで会っており、公判で検察から口裏合わせをした可能性や、被告らが自由に通牒できる環境の存在が指摘された。2006年にキャンプ瑞慶覧（北谷町）で発生したタクシー強盗事件のさいにも、米軍の拘束した米兵2名の身柄が日本側による起訴まで米側にあり、うち1人の容疑者が除隊し本国に帰るという有様であった。

さらに、2009年に沖縄県読谷村でおき、66歳の男性が死亡したひき逃げ事件でも運用改善の不十分さが露呈することになった。具体的に、事件発生から容疑者逮捕までの経過を追ってみよう。まず、事件が発生した2009年11月の経過である。

- 11・9 県警、修理工場に持ち込まれた米軍関係者車両（Yナンバー車）を押収
- 11・11 県警、Yナンバー車を持ち込んだ米陸軍通信施設の軍曹を任意で事情聴取
- 11・13 軍曹、那覇地検取り調べの可視化（全面録音・録画）を申し入れ、供述拒否
- 11・14 軍曹、出頭拒否をはじめ
- 11・17 県警、軍曹を容疑者と断定
- 11・25 国家公安委員長、「起訴前の身柄引き渡しを要求する段階にない」との認識を示す

年が明け、ようやく被疑者の身柄引き渡しへむけた動きが見られるようになる。

- 1・4 県警、軍曹を自動車運転過失致死容疑で書類送検
- 1・7 地検、軍曹を起訴。身柄が日本側へ引き渡される
- 1・8 県警、軍曹をひき逃げで逮捕

地位協定は、捜査・証拠収集などを、まず日米の「相互援助」に委ねるとしている。このひき逃げ事件で、日本側は米側の援助姿勢に配慮して起訴前の身柄引き渡しを求めなかったが、米側の援助は不十分だった。引き渡しを求めても、米側の「好意的考慮」が示されたかも疑問だ。結局、日本側による容疑者の身柄確保は、その断定から2か月を要し、この間、軍曹は基地内で通常どおり任務に従事し、携帯電話をかけることもできた、と報じられている。沖縄県民の多くが「遅すぎる」と声をあげ、運用改善の効力面での「不十分さ」をあらためて実感した事件であった。（なお、事件経過をしめす表中にある「Yナンバー車」とは、米軍人・軍属、それらの家族の私有車を言い、2015年度の沖縄におけるそれは約2万5000台にのぼる。Yナンバー車は自動車税において優遇されており、同年度の税収は3億700万円で、この額は県民と同じく徴収した場合より7億円ちかい減収であったことが県議会で報告されている）。

目を他国に転じると、イタリアでは、同国軍が米国から毎日の飛行計画を提出させ審査し、訓練飛行にもイタリア国内法が適用され、飛行ルートや飛行回数、さらには昼寝時間帯の飛行禁止といった

米軍機に対する種々の飛行ルールの課されている実態が報じられている。また、イタリア側は米軍基地内の立ち入り調査を行い、土壌汚染への対応を米軍側に指示・実行させた事例があるとも報じられている。これらは、米国司令官が、同国の主要な行動のすべて——とくに、作業行動、訓練行動、物資・武器および軍事要員ないし非軍事要員の輸送、ならびに万が一に生じるかもしれない事件ないし事故のいかなるもの——についても事前にイタリア司令部に通知し、問題とされた行動の開始は争点の解決後とする規定や、イタリアの司令官が——米国の機密区域として限定され、境界が明確化されている区域を除き——基地のすべての区域に、いかなる制約も受けずに自由に立ち入り、イタリアの「主権の擁護者として」基地内のすべての施設・区域に立ち入ることができるとする規定を有する実務取り決めの運用実態なのである。イタリアでの事例は、実効性ある運用とは実効性ある取り決めのもとでこそ可能になることを示す証左と言い得るだろう。

### 米兵犯罪減少に向けさらなる対策を

米軍関係者による事件・犯罪を減らすための実効性については、地位協定第 17 条 5(c) の改定は必要条件で、その他に少なくとも次のような対策をとる必要があると報告者は考えている。

まず、合意議事録、合同委員会合意、国内関連法令、日本政府内通達等の見直しである。そのさい、沖縄県をはじめとする基地所在自治体も参加する見直し機関を設ける——ないしは合同委員会を、日米の政軍エリート官僚により構成されるものから、基地所在自治体政府および住民も参加する組織へ改組する——必要があるだろう。

たとえば、米兵犯罪と密接な関係をもって、しばしば問題となる「飲酒」について言えば、日本政府はこれまで「緩やか」すぎる態度をとってきた。2011 年 1 月に沖縄市で米軍属が起こした自動車死亡事故を契機として、基地への／からの通勤／帰宅や一定条件つきでの飲酒も公務とする日米合同委員会合意（1956 年 3 月）の存在が明るみになった。そればかりでなく、この合意と併せて「公務」の解釈に関する日米間の合意一件が全国の検察関係者に伝えられてさえいた。自動車死亡事故発生後、公の催事とはいえ飲酒も「公務」とはおかしいではないかという批判が起こり、2011 年 12 月、「その出席を要求されている公の催事における場合を除き」の箇所が合意から削除されたとはいえ、このように極めて緩い地位協定の解釈と運用が長年にわたって行われてきたことが、日本において米軍関係者の飲酒運転を助長する要因になったと報告者は推察する。したがって地位協定ばかりでなく、同協定に関わる合同委員会合意、それに基づく国内法令・関係省庁通知の類を、日米両政府、米軍当局、沖縄県を含めた基地所在自治体により構成される組織で精査し、改めるべきところは改定するよう提案する。

次いで、沖縄県をはじめとする基地所在自治体も加えた新兵研修カリキュラムの改定も必要となる。2016 年になって、イギリス人ジャーナリストのジョン=ミッチェル氏が情報開示請求を行ない自己のホームページで公開している在沖海兵隊新兵研修資料が注目を集めた。それらの記述内容で報告者がとくに着目したのは、海兵隊が自ら起こした事件や犯罪をどのように認識しているかを窺い知ることのできる次の記述である。

地位協定の対象となる人員は沖縄の総人口の 4 パーセント未満であり、彼らが起こす犯罪や交通事故は沖縄で起きるそれらの 1 パーセント未満である。米軍関係者による犯罪事件は相互に関連のないものだが、日米両政府は SACO [沖縄に関する特別行動委員会] の設置によって沖縄県民の負担を軽減し、安全保障同盟を強固にするべく全力で取り組んだ。

どうも、米兵犯罪は突発的な出来事であって構造的なものではない、と見ているようなのだ。そのような見方は繰り返し新兵たちに教え込まれる。

以下のように、沖縄で毎年おきる犯罪全体に占める米兵犯罪の割合は 1%程度と「低い比率」でしかないのだという認識を形成しようとしている点も看過できない。

米軍関係者による犯罪は、沖縄で起こる全犯罪の 1—セントに抑えられている（人口比は 4 パーセントである）。この低い比率にもかかわらず、見当ちがいいにも沖縄の人々は、すべては相互に関係のない悪行である事件を、延々と繋がる流れとして見る傾向があり、個々の犯罪の重大性を強調して「米軍がいなければ事件は起こらなかった」という世論にまで高める傾向がある。

自己が起こした事件や犯罪に対するこのような認識は、沖縄の人々が点のような出来事を無理やりに「つなげたがる症候群」(connect-the-dot syndrome) だという認識と一体をなしているようにも思われる。すなわち、年間に 1%しか起きていない事件の、そのまた突発的で例外的なものを無理矢理、それも病的なまでにつなぎ合わせて米兵犯罪の“歴史”を紡ぎだしているのが沖縄の人々だという見方である。「事件／犯罪に関する点と線史観」(Dots and Lines view of incidents/crimes) という表現も同様だ。このような認識が新兵たちに“研修”されているとすれば大きな問題と言わざるを得ない。新兵研修資料に描かれた“誤れる沖縄県民像”については他にすでに指摘があるが、そのような問題点を是正するためには、沖縄県をはじめとする基地所在自治体も加えた新兵教育カリキュラムづくりが不可欠だろう。

関連して、裁判で下される罰とは別の次元で、犯罪・交通事故被害者および遺族から定期的に体験談を聞き、それらの人々の感情を理解することも必要ではないだろうか。専門家による定期的カウンセリングなど、犯罪加害者に対する更生プログラムの策定とその実施も必須である。

さらに、米側が一次裁判権をもつケースでは——懲戒処分に止めるのではなく——できるだけ軍事裁判を行うことが不可欠だ。2009～11年に公務中の米軍人が起こした死亡・傷害事件事故 188 件のうち、被害者が全治 4 週間に満たないけがを負った事例で、3 人が「処分なし」とされ、残りの 185 件はすべて懲戒処分済で済まされていた。被害者が死亡、もしくは全治 4 週間以上の重傷を負った事案を含め、刑事裁判を意味する軍法会議にかけられた例はない。ほとんどは交通事故とみられるが、日本国内で起きた事件・事故であるにもかかわらず、公務中という理由だけで事件・事故を起こした米軍人らは特別扱いされている。また、「処分なし」の理由について外務省は、「米軍との信頼関係」を挙げて明らかにしていない。被害者や国民との「信頼関係」は二の次、三の次ということなのだろうか。裁判は犯罪・事件・事故の真相を明らかにする場となり得るのだし、また、被告が自分の犯したことと向き合う機会にもなる。そして、米側当局には懲戒処分・裁判結果を日本政府に伝え、日本政府にはその結果を国民に公表する責務があるはずだ。

### 派遣国日本が結ぶ地位協定

米軍人等が起こす犯罪・事件・事故の脅威にさらされ苦しむ人々が、せめて公務外の犯罪などについては日本側に裁判権を認め、被疑者の身柄を迅速に日本側へ移すよう地位協定の改定を求めてきた／いる歴史と近況を跡づけてきた。しかし、1990 年代のはじめ、いわゆる湾岸戦争 (90～91 年) 直後のペルシャ湾岸における掃海作業に従事するため海上自衛隊が派遣されて以降、国連平和維持活動 (P

KO)、多国籍軍、前二者以外という枠組みで自衛隊が部隊として外国に派遣され——この過程で、防衛計画の大綱および自衛隊法の改正（2004 および 06 年）によって国際平和活動が自衛隊の「付随的」任務から「本来的任務」となった——、そのような派遣にともなう取り決めが日本と自衛隊受け入れ国とのあいだで結ばれるという時代をむかえた。すなわち、従来もっぱら受け入れ国として考察されてきた観のある地位協定改定問題を、派遣国の立場からも検討しなければならない局面に私たちは立ちいたっているのである。

### 日本に専属的管轄権

海外に駐留する自衛隊の地位協定に詳しい岩本誠吾・京都産業大学教授の整理によれば、在外自衛隊に対する刑事裁判権規定の実例としては次のものがあるとされる。まず、ルワンダ難民救援活動のためザイル東部のゴマに、1994 年 9 月から 3 か月間、「ルワンダ難民救援隊」として約 260 名が駐留した陸上自衛隊の法的地位について、日本とザイルとの間の外交公文が、自衛隊員は「刑事裁判権に関しては、公務中の行為であるか否かを問わずすべての行為についてザイル共和国の裁判権からの免除を享有し、また、民事裁判権及び行政裁判権に関しては、公務中の行為についてザイル共和国の裁判権からの免除を享有する」旨を記している。この規定について、国際法が専門の岩本教授は、「公務遂行中であるか公務外であるかに関わらず、自衛官に対する刑事管轄権は、軍隊派遣国（日本）の専属となった」と解説している。次いで、イラク復興支援活動として、同国への陸上自衛隊派遣とともに、人道復興関連物資輸送を目的としてクウェート国内の空軍基地に 2003 年 12 月から 09 年 2 月まで 16 次にわたって航空自衛隊が派遣された。同隊の法的地位については日・ク両政府とのあいだの交換書簡において、「クウェート国の領域において、1961 年 4 月 18 日の外交関係に関するウィーン条約に基づいて事務及び技術職員に与えられる特権及び免除をクウェート国により与えられる」などと規定されているが、これは「外交関係条約上の『事務及び技術職員』の特権免除を享有することになり「ルワンダ難民支援派遣と同様に、受入国の刑事裁判権から完全に免除され、派遣国・日本の専属管轄となる」と解釈されるという。

また近年ではソマリア沖合における海賊行為に対処する措置としてジブチに駐留する自衛隊・海上保安庁要員・その他の職員の地位に関し、日・ジ両政府の間で公文が交換されている（2009 年 4 月署名・発効）。そこでは——「ジブチ共和国政府の官吏は、日本国政府の権限のある代表者の同意を得てそれらに立ち入ることを許される」という但し書きはあるものの——対処活動などの効果的な実施のため、自衛隊・海上保安庁・連絡事務所・などが必要とするすべての建物、居住施設、土地を指す「施設」、自衛隊を意味する「部隊」、海上保安庁または連絡事務所が使用する船舶および航空機は「不可侵」(inviolable) とされている（第 4 項）。そのうえで同公文は、「日本国の権限のある当局は、ジブチ共和国の領域内において、ジブチ共和国の権限のある当局と協力して、日本国の法令によって与えられたすべての刑事裁判権及び懲戒上の権限をすべての要員について行使する権利を有する」と規定している（第 8 項）。さらに、自衛隊も参加した国連南スーダン共和国ミッションでは、「国連南スーダン共和国ミッションの派遣部隊要員は、南スーダンで犯すことのある一切の刑事犯罪に関し、ミッション各派遣国の排他的裁判権に服するものとする」との一項を盛り込んだ、国連と南スーダン共和国政府との間の軍隊地位協定が結ばれている。

このように、1990 年代以降、海外に部隊として駐留する自衛隊は、公務中であると否とにかかわらず、受け入れ国の領域内において排他的な刑事裁判権を享有してきたといえる。それは、自衛隊受け入れ国にとっては、日米行政協定の刑事裁判権規定（第 17 条）が改定される以前の、すなわち日本側

にまったく裁判権がなかった（完全な治外法権状態！）1952年4月から53年10月までと同じ状態に置かれていると言い得る。

そして運用の面では、専属的裁判権を得た派遣国・日本の憲法は軍法会議や行政裁判所といった「特別裁判所」の設置を禁じているから（第76条2）、裁判権が宙に浮き、結局は行政処分に落ちつくことになる。じっさい日本は、1992年9月から1年間、国連平和維持活動の目的でカンボジアに駐留した陸上自衛隊に対して、国連軍地位協定モデル案（後出）が「各派遣国」に与える「専属管轄権」を享受したが、同隊員によって惹起された3件の交通事故（2件が死亡事故、1件は死傷事故）に関して政府がとった措置は、死亡事故2件において注意および減給1月15分の1、死傷事故——この事故は「第二次カンボジア派遣施設大隊の隊員が運転しておりました特大型トラックが対向車線をはみ出して現地の方の運転の大型トラックと衝突した」し、「一名が亡くなり数名が負傷した事件とされる——において減給1月5分の1であった。

### 「二重基準」問題

すでに見たように、日本側は米側に対して行政協定の時代も、地位協定の時代も、治外法権状態の是正と被疑者の迅速な引き渡しといった措置を——政府は不承不承だが——求めてきた。したがって、受け入れ国としての経験があるにもかかわらず、他所ではそうした自らと同様の立場に自衛隊受け入れ国を置くのはおかしいではないかという指摘がある。いわゆる「二重基準」論である。

この「二重基準」論に対して前記の岩本教授は、受け入れ国における派遣国軍隊の法的地位は、前者における「治安状況基準」と「国際的実行基準」を勘案して定められるべきであり、「日本が軍隊受入国として要求する内容と軍隊派遣国として交渉した内容単純に比較することは、国際法上あまり意味をなさないように思われる」と反論する。そもそも国連PKO活動が必要とされるようなところは紛争当事国内での治安状況が悪化しており、PKO要員の安全を紛争当事国の治安維持能力や司法解決能力に依存できないことが明白で、受け入れ国がPKO要員が起こすことのある犯罪に何らかの刑事管轄権を保持していても、それが「非合理的であるとは必ずしも言えない」とするのが「治安状況基準」である。

また、「国際的実行基準」論とは、「国連内で一般的に是認されている国連軍地位協定モデル案に従っている限り、そこ〔派遣国の、同国軍事要員に対する専属的管轄権規定〕には客観的な正当性がある」という議論である。後者によれば、日・ジ交換公文における日本の専属的刑事裁判権は、先行取り決めである「アメリカ合衆国政府とジブチ共和国との間のジブチ共和国内の施設へのアクセス及び使用に関する協定」（03年2月署名・発効）にある「ジブチ共和国は、米要員に対する米軍当局による懲戒上の統制が特に重要であることを認識し、それ故、ジブチ共和国政府は、米国政府が当該要員に対する専属的刑事管轄権を行使することを容認する」という規定や、「アタランタEU軍事作戦の枠組み内でのジブチ共和国に駐留するEU主導軍の地位に関するEUとジブチ共和国との間の協定」（09年1月署名・発効）中の、「EUNAVFOR〔EU主導軍〕要員は、受入国の刑事管轄権からの免除を享有する」という規定に従っており、「客観的な正当性がある」ということになる。そこから「二重基準」問題に対しては、「日本、米国及びEUのジブチとの地位協定での刑事管轄権規定が同一内容となっている分、消極的な反論ではあるが、日本だけがダブルスタンダードとの批判を受ける必要はない」という結論が導かれることになる。

他方、地位協定をめぐる日本側が「軍隊の受入国としての立場と派遣国の立場で微妙にスタンスを変えているのは確か」だという考察もある。

## 普遍的な道理にならう

ところで、半世紀あまり前、思想家の藤田省三氏は「普遍的な道理にしたがう精神」を論じるにあたって、1872（明治5年）のマリア・ルス号事件から書きおこした。同事件は、マカオから二百数十名の中国人苦力をのせたペルーのマリア・ルス号が横浜に寄港するが、荒天について脱走した苦力が日本政府の役所に駆け込んだことに端を発する。明治政府はどうしたかという、協議の結果、そのうえ英国公使の意見をきいた結果ではあったが、奴隷売買は「文明の通義」（通は普通の通であり義は正しいという義であり、普遍的な道理という意味である）に反するといつて船を拘束し、最終的に苦力全員を解放したのである。

事件には第二幕があった。苦力を解放されたマリア・ルス号の船長が、この航海は移民労働契約に基づくものであり、日本が苦力たちを解放したのは不当だと提訴したのである。さらに、その裁判途中で、船長側の弁護人が、「日本自体に奴隷がいながら、他国の奴隷売買を攻撃する資格が日本にあるのか」と指摘した。当初、日本側は面くらったものの、「成程、日本には伝統的な娼妓の制度がある。これはまぎれもなく人身売買によって成り立っている制度である」ということになり、時の司法大臣が娼妓解放令を出したというしだいである。藤田氏が言うように、「むろんこの法律一つでその制度がなくならなかったこと」は「これ以後の日本政府と日本社会の問題」なのだが、「その時にとった日本の政府の態度は、『文明の通義』つまり世界中の人類に妥当すべき道理の前には、よし、こちらの非道理をついた相手が弱小国であっても、その前に頭を下げるといふ、そして自己を正そうと努力しようとする精神、社会の変革期に必ず出て来る精神を一面で持っていた」ことを示すものであった。

報告者は、日米地位協定をめぐる政治史的考察の終わりちかくになって、明治初期に日本政府の指導者たちが持つことになったこの精神的経験の物語を想起せざるをえなかった。また、マリア・ルス号事件や明治期の不平等条約改定、日米行政協定刑事裁判権改定交渉、そして被疑者の起訴前引き渡し要請といった経験を踏まえて、部隊派遣国となった日本は地位協定をめぐるどのように考え、行動すべきかを考えざるをえなくなった。部隊派遣国・日本は、治安状況や国際的実行という基準にくわえて、精神的経験という基準も考慮することで、在外部隊地位協定問題で独自の立場をとることができるかもしれないのだ。今後も自衛隊が単独、多国籍軍、国連PKO、いずれの枠組みで海外へ派遣される場合に、そして当該派遣の受け入れ国と自衛隊の法的地位に関する地位協定（もしくは同種の取り決め）を結ぶ必要が生じる場合に、米国やEU諸国——ソマリア海賊対処作戦には英・仏・独・伊・西・希の艦船が参加し——と歩調を合わせることのみが「文明の通義」でよいのだろうか。米国・EUまたはNATO諸国、日本という、いわゆる「主要国」の間では、一般に派遣国軍人等が公務外で犯した罪に対する裁判権は受け入れ国が一次的にもつというのが「通義」となっており——ただし、その権利を受け入れ国が、とくに重要なケースを除き、放棄するということが「通義」化しているのだが——、さらに、ドイツに駐留する外国軍隊の地位に関する協定や米伊国防省間実務モデル協定では、受け入れ国であるドイツ・イタリアの主権と国内法がより尊重される内容となっている。だが、文明の通義は、欧米諸国や日本のあいだけで流通するものであってよいのか。それは「世界中の人類に妥当するべき道理」であった。これまで採用してこなかった自衛隊受け入れ国との裁判権の競合的調整（公務外の犯罪については受け入れ国の第一次裁判権を認める等）を今後は検討しなければならないところに、私たちが立たされている。

おわりに